

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	芳谷 大介
登録番号又は法人番号	99097801
所属する単位会	神奈川県行政書士会
事務所所在地	藤沢市鶴沼海岸七丁目2番2号 ノアハウス3-201
処分年月日	令和元年9月27日
処分内容（種類）	廃業勧告
上記処分をした理由	<p>当該会員は、平成31年3月12日、虚偽申請による出入国管理及び難民認定法（抄）に違反したとして警視庁に逮捕され、平成31年4月1日に再逮捕された。その際の容疑に対しては、いずれも不起訴処分となったが、平成31年4月22日に3回目の逮捕となり、東京区検察庁に起訴され、略式命令により罰金刑が確定した。略式命令で引用された罪名及び罰条は起訴状を引用し、罪名が行政書士法違反であり、罰条が行政書士法第1条の2、第19条第1項及び第21条第2号並びに刑法第60条となっていることから、神奈川県行政書士会会則第14条第1項第1号及び第2号並びに神奈川県行政書士会会員の処分に関する規則第2条第4項第3号に該当する。</p>
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<p>行政書士法第1条の2</p> <p>行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成することを業とする。</p> <p>2 行政書士は、前項の書類の作成であっても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。</p> <p>行政書士法第19条第1項</p> <p>行政書士又は行政書士法人でない者は、業として第1条の2に規定する業務を行うことができない。ただし、他の法律に別段の定めがある場合及び定型的かつ容易に行えるものとして総務省令で定める手続について、当該手続に関し相当の経験又は能力を有する者として総務省令で定める者が電磁的記録を作成する場合は、この限りでない。</p> <p>行政書士法第21条第2号</p> <p>次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(2) 第19条第1項の規定に違反した者</p>

刑法第60条

二人以上共同して犯罪を実行した者は、すべて正犯とする。

神奈川県行政書士会会則第14条第1項

会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の議決により、当該会員に対して必要な処分をすることができる。

- (1)法令若しくは知事の処分に違反したとき又は本会の会則若しくは規則に違反したとき。
- (2)行政書士にふさわしくない重大な非行があり、本会の名誉を著しく傷つけたとき。

神奈川県行政書士会会員の処分に関する規則第2条第4項第3号

神奈川県行政書士会は、個人会員が次の各項各号の一に該当するに至ったとき当該処分を行う。

- 4 個人会員が次の各号の一に該当するときまたは、前項各号に該当する行為で特に悪質なものについては、会則第15条第1項第3号の廃業勧告処分を行う。

(3)刑罰法規に違反するなどの反社会的行為をなして逮捕・起訴され、または知事の業務停止以上の懲戒処分を受け、行政書士の信用または品位を著しく害したとき。